

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成31年1月23日提出
【発行者名】	三井住友アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都港区愛宕二丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	土田 雅央
【電話番号】	03-5405-0740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッ ジあり） 日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッ ジなし）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(平成31年1月24日から平成31年7月23日まで) 日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替 ヘッジあり） 2兆5,000億円を上限とします。 日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替 ヘッジなし） 2兆5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルＣＢファンド（為替ヘッジあり）

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルＣＢファンド（為替ヘッジなし）

以下、上記２ファンドを総称して「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。また、「日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルＣＢファンド（為替ヘッジあり）」を「（為替ヘッジあり）」、「日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルＣＢファンド（為替ヘッジなし）」を「（為替ヘッジなし）」という略称でいうことがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は１口当たり１円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド２兆５,０００億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「（為替ヘッジあり）」は「日興グＣＢ有」、「（為替ヘッジなし）」は「日興グＣＢ無」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。

（５）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.24%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

（６）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社または前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2019年1月24日から2019年7月23日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ スイッチング

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。

ニ お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がルクセンブルグもしくはケイマンの銀行の休業日またはパリもしくはニューヨークの取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ホ クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

ありません。

ヘ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

（参考：投資信託振替制度）

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

- イ 当ファンドは、投資信託への投資を通じて、主として、世界の企業が発行する転換社債等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、各ファンドにつき、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。
- ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジあり）

日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジなし）

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジあり）

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券社債））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり（フルヘッジ）	目論見書または信託約款において、対円での為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジなし）

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券社債））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

商品分類表

日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジあり）

日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジなし）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産 ()
	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジあり）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券			ファミリーファンド	あり

一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月)	欧州		(フルヘッジ)
	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
	その他 ()	中南米		
不動産投信		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))		中近東(中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定 型				
資産配分変更 型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・グローバルC B ファンド（為替ヘッジなし）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)		
一般 大型株 中小型株	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券			ファミリーファンド	あり
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回(隔月)	欧州		
	年12回(毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
	その他 ()	中南米		
不動産投信		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債))		中近東(中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定 型				
資産配分変更 型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（２）【ファンドの沿革】

2015年10月30日 信託契約締結、設定、運用開始。

（３）【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社 「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

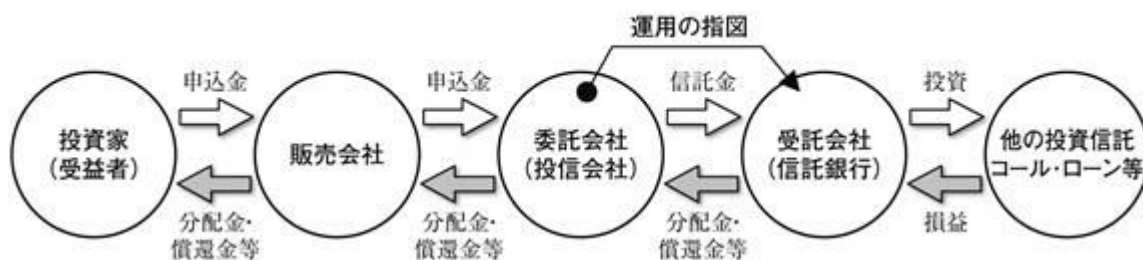
（ロ）受託会社 「三菱UFJ信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

運営の仕組み



ロ 委託会社の概況

（イ）資本金の額

2,000百万円（2018年11月30日現在）

（ロ）会社の沿革

1985年7月15日	三生投資顧問株式会社設立
1987年2月20日	証券投資顧問業の登録
1987年6月10日	投資一任契約にかかる業務の認可
1999年1月1日	三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
1999年2月5日	三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
2000年1月27日	証券投資信託委託業の認可取得

2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更

2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

(ハ) 大株主の状況

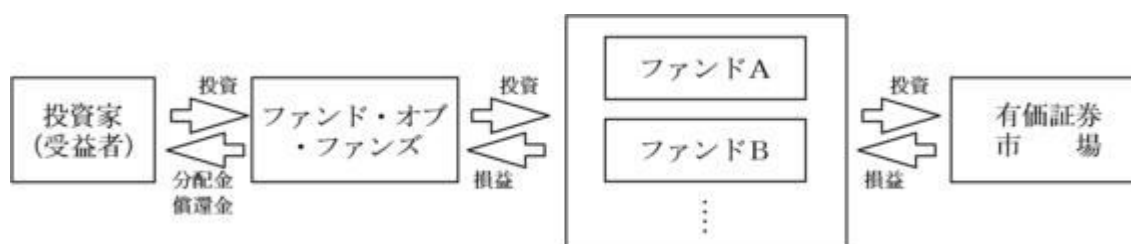
(2018年11月30日現在)

名称	住所	所有 株式数	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	10,584,000	60.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	20.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	3,528,000	20.0

ハ ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

【ファンド・オブ・ファンズによる運用】



2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

イ 基本方針

当ファンドは、投資信託への投資を通じて、主として、世界の企業が発行する転換社債等に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ 投資態度

●日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・グローバルCBファンド（為替ヘッジあり）

(イ) 主として、「グローバルCBファンド（円ヘッジクラス）」および「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

(ロ) 「グローバルCBファンド（円ヘッジクラス）」を通じて、主として世界の企業が発行する転換社債等に投資します。

・主に、転換社債に投資を行いますが、転換社債以外の有価証券へ投資する場合があります。

(ハ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。

- (ニ) 「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。
- (ホ) 原則として、「グローバルＣＢファンド（円ヘッジクラス）」の投資比率は高位に保ちます。
- (ヘ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ト) 主要投資対象とする投資信託は、下記の通りとします。

a. グローバルＣＢファンド（円ヘッジクラス）

運用会社	エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（フランス）
主要運用対象	世界の企業が発行する転換社債
運用の基本方針	・主として、世界の企業が発行する転換社債等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ・原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

b. マネー・マーケット・マザーファンド

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	円貨建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象として、安定した収益の確保を目指します。

※上記ファンドの詳細に関しましては、後述の「参考情報：投資対象とする投資信託の概要」をご覧ください。

●日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルＣＢファンド（為替ヘッジなし）

- (イ) 主として、「グローバルＣＢファンド（円ヘッジなしクラス）」および「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- (ロ) 「グローバルＣＢファンド（円ヘッジなしクラス）」を通じて、主として世界の企業が発行する転換社債等に投資します。
・主に、転換社債に投資を行いますが、転換社債以外の有価証券へ投資する場合があります。
- (ハ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ニ) 「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建ての短期公社債および短期金融商品に投資します。
- (ホ) 原則として、「グローバルＣＢファンド（円ヘッジなしクラス）」の投資比率は高位に保ちます。
- (ヘ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (ト) 主要投資対象とする投資信託は、下記の通りとします。

a. グローバルＣＢファンド（円ヘッジなしクラス）

運用会社	エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（フランス）
主要運用対象	世界の企業が発行する転換社債
運用の基本方針	・主として、世界の企業が発行する転換社債等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ・原則として対円での為替ヘッジを行いません。

b. マネー・マーケット・マザーファンド

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	円貨建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象として、安定した収益の確保を目指します。

※上記ファンドの詳細に関しましては、後述の「参考情報：投資対象とする投資信託の概要」をご

ご覧ください。

ファンドの特色

1

主として、世界の企業が発行する転換社債（以下、「CB」ということがあります。）等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

☐ ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

☐ 主に、CBに投資を行いますが、CB以外の有価証券へ投資する場合があります。

2

投資対象とする外国投資信託の実質的な運用は、CBの運用に強みを持つエドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（フランス）が行います。

3

（為替ヘッジあり）と（為替ヘッジなし）の2つのファンドからご選択いただけます。

☐ （為替ヘッジあり）

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

☐ （為替ヘッジなし）

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※「グローバルCBファンド」の各クラスの組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、世界の企業が発行する転換社債(CB)等となります。

転換社債(CB)とは

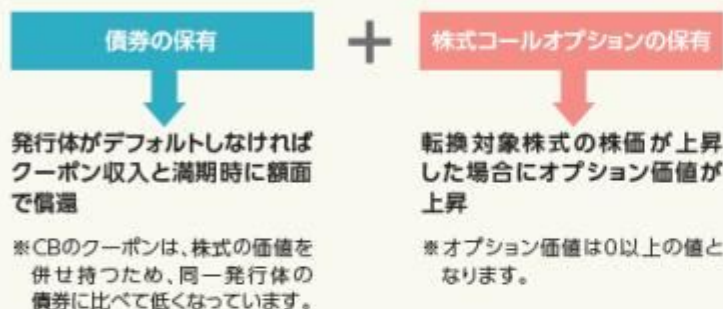
▶ 転換社債(CB)の特徴



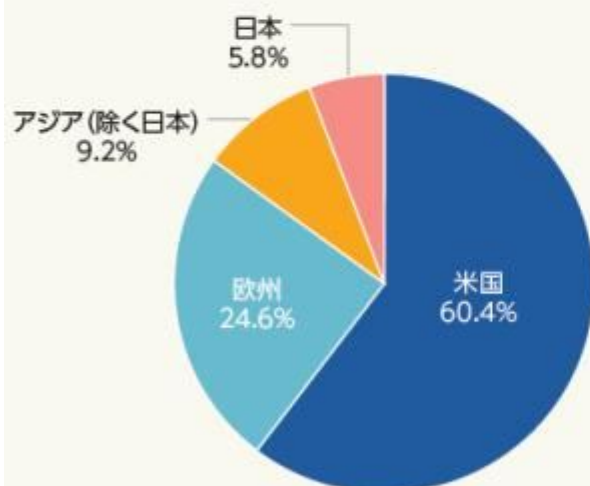
期中の価格に関わらず、償還時は額面で償還されるため、株価下落時には下方便宜性が期待できます。

株式に転換できる権利がついているため、転換対象株式の株価が上昇(下落)する場合、CBの価格も連動して上昇(下落)します。

■ CBは、債券の価値(クーポン収入等)と、株式の価値(転換価格での株式への転換等)の両方を併せ持っています。



▶ 国・地域別市場規模とシェア



■ 世界CB市場の約6割は米国が占めており、欧州と合わせると8割強のシェアとなっています。

国・地域	時価総額
米国	約23.7兆円
欧州	約9.7兆円
アジア(除く日本)	約3.6兆円
日本	約2.3兆円

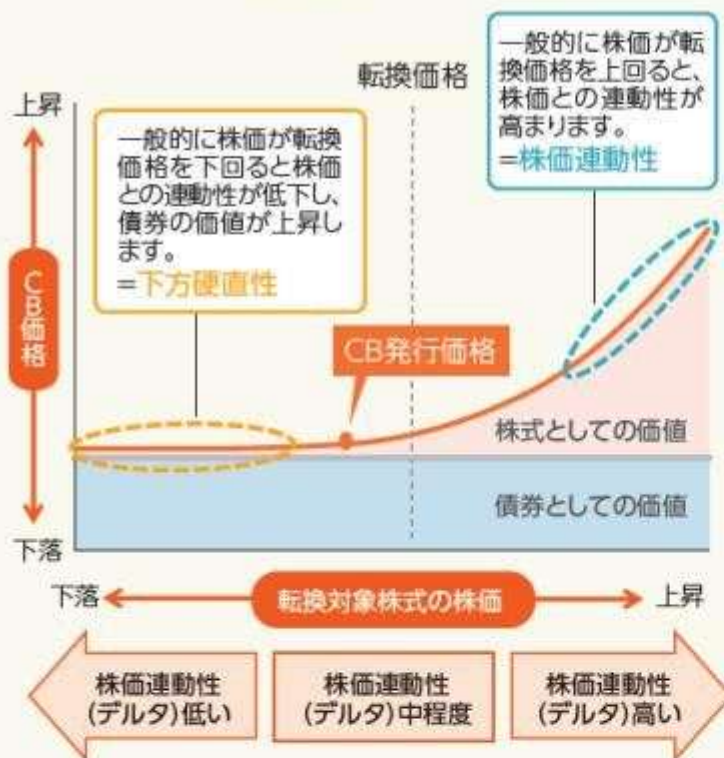
(注1) 国・地域別の市場規模とシェアのデータは2018年11月末現在。市場規模は、2018年11月末現在の為替レート(1米ドル=113.64円)で換算。

(注2) 国・地域別の時価総額はブルームバーグ・バークレイズ・転換社債インデックスを使用、欧州は中東、アフリカを含みます。国・地域別シェアのデータは四捨五入の関係で、合計が100%とならない場合があります。

(出所) Bloomberg

▶ 転換社債(CB)の価格変動イメージ

[CBの価格変動(イメージ図)]



■ 一般的に転換価格を下回る株価の下落局面では、債券としての価値が上昇し、株価との連動性が低下します。(下方硬直性)

■ 一般的に転換価格を上回る株価の上昇局面では、株式としての価値が上昇し、株価との連動性が高まります。(株価連動性)



株価連動性(デルタ)とは

転換対象株式の価格変動に対するCBの価格の連動性のことです。

一般的に、転換対象株式の価格変動がどの程度CBの価格に影響を与えるかを表しています。

デルタが高いほど、株価との連動性は高くなります。

CBの満期保有を前提とした損益例

● 債券としての価値

日本で発行されるCBは、ゼロクーポンでの発行が多く、仮に発行時点(1年満期)で額面100円に対し、額面を上回る価格(102円)で発行された場合の最終利回りは、▲2.0%(発行体がデフォルトしなければ、満期まで保有した場合の最大損失は▲2.0%)となります。

⇒CBの価値は満期まで保有した場合、▲2.0%で確定

※一般的には、ゼロクーポンで発行される債券の場合は額面を下回ります。CBの場合は株式の価値を併せ持っているため、そのコスト相当分高くなっています。

● 株式としての価値

転換対象株式の株価が転換価格を超えて上昇した場合には株式に転換した際に得られる経済的メリットが大きくなるため、価値が上昇します。

⇒CBの価値は株価の上昇率に応じて上昇

※株価の変動に対して、CBの価格がどれだけ変化するかを株価連動性(デルタ)といい、デルタが50%(中程度)ということは、株価が1%変動した場合、CB価格は0.5%変動することを表します。

※上記はCB保有の損益をイメージしていただくための例示です。

※「債券としての価値」は、市場金利や信用リスクの変化により上下するため、一定ではありません。CB発行価格は額面を上回る価格での発行をイメージしたもので、実際のCB発行価格とは異なる場合があります。また、CBは発行会社の倒産等のリスクの高まりにより、下落あるいはデフォルトする場合があります。上記はあくまでもイメージであり、実際のCBの価格変動とは異なる場合があります。

為替ヘッジについて

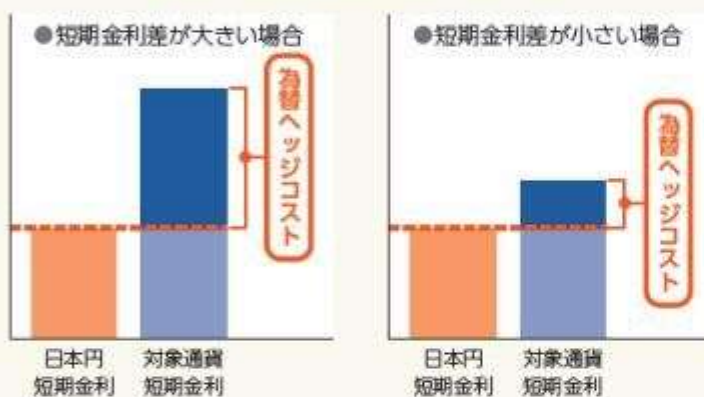
〔対円での為替ヘッジの効果〕



■(為替ヘッジあり)は、投資対象とする投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替変動の影響は限定的になると考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

■対円での為替ヘッジとは、通貨の先渡(フォワード)取引等を利用し、為替変動リスクを低減することです。

〔為替ヘッジコストのイメージ〕



(注) 上記は、対円での為替ヘッジコスト(費用)を説明するイメージです。日本円の短期金利が為替ヘッジ対象通貨の短期金利を上回ると、為替ヘッジプレミアム(収益)となります。

■対円での為替ヘッジには、為替ヘッジコストがかかります。例えば、米ドル売り円買いの為替ヘッジを行う場合、日米の短期金利差相当分が為替ヘッジコスト*となります。米国の金利上昇等により日米の短期金利差が拡大した場合、為替ヘッジコストが増加します。

*通貨の先渡取引等を利用した実際の為替ヘッジコストは、需給要因等により大きく変動することがあります。

〔為替ヘッジコストの推移(年率)〕



■日米の金融政策の方向性の違いから、日米の短期金利差が拡大しており、為替ヘッジコストは増加傾向にあります。

(注1) データは2008年11月末～2018年11月末。

(注2) 為替ヘッジコストは、各月末時点における米ドル・円のスポットレートと1ヵ月物フォワードレートを用いて算出し年率換算。

(出所) 一般社団法人 投資信託協会

※ 上記は過去のデータを基に委託会社が算出した結果であり、当ファンドの将来の運用成果や今後の市場環境等を示唆あるいは保証するものではありません。

投資対象とする外国投資信託の運用会社について



EDMOND DE ROTHSCHILD



▶ エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グループの概要

主 要 業 務	プライベートバンキング、アセットマネジメント
そ の 他 の 業 務	コーポレートファイナンス、投資信託業務、 プライベートエクイティ、ワイン農園、ホテル
グループ運用資産 （一任勘定）	約1,560億ユーロ
グループ従業員数	約2,660人
拠 点 数	14カ国に27拠点
本 社	ジュネーブ

※ 2017年12月末現在

〈グループ傘下〉

エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・
マネジメント（フランス）

設 立	1985年
所 在 国	フランス

(出所) エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グループ

■ エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グループは、金融の分野だけでなく、ワイン事業、ホテル事業、環境保護、慈善活動、スポーツ分野への貢献、芸術に対する支援といった様々な分野で活動しています。

エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・
マネジメント（フランス）
転換社債の運用体制について

■ 転換社債の運用は、4名のポートフォリオマネージャーが、グループ内の社債運用チームおよび株式運用チームからの情報、分析等を活用

■ ポートフォリオマネージャーの平均業界経験年数は約10年

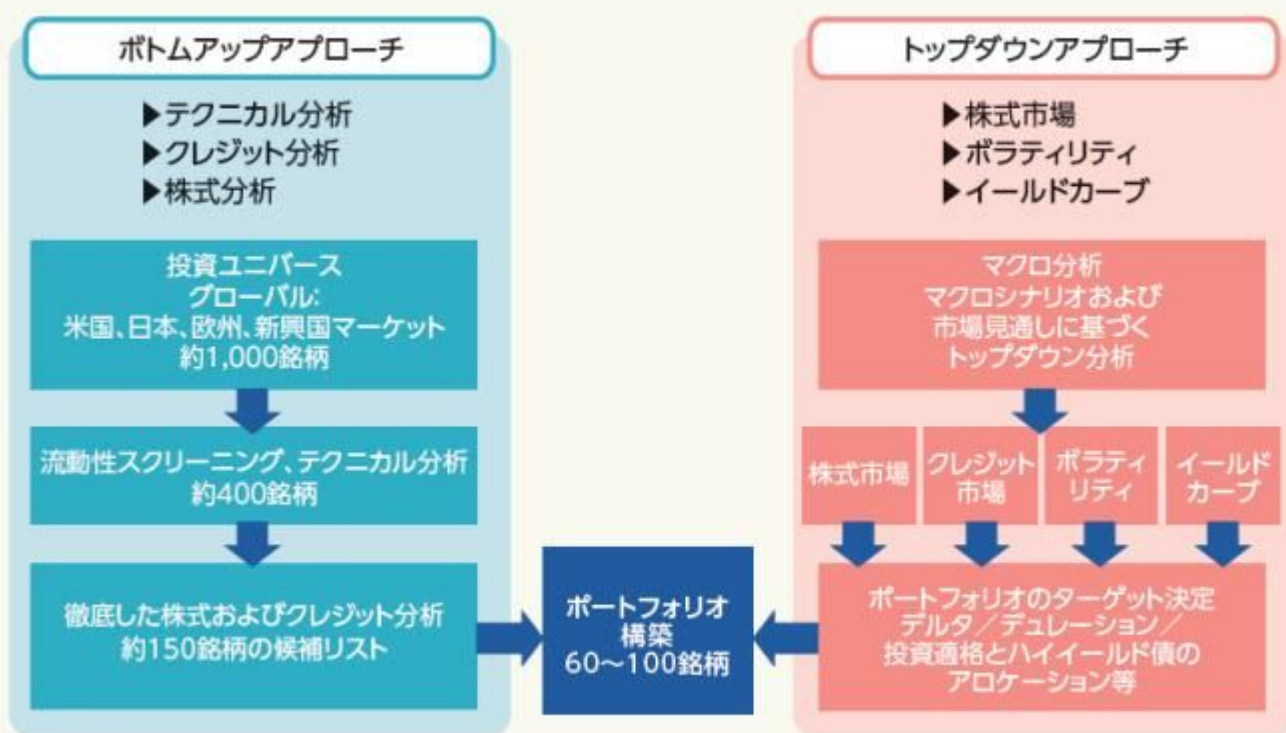
※ 2018年10月末現在

■ 転換社債の運用は、約25年の実績を誇り、残高約13億ユーロ

※ 2018年10月末現在

▶運用プロセス

■ファンドの実質的な運用は、エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント（フランス）が行います。



（出所）エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グループ

※上記の運用プロセスは2018年10月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

（2）【投資対象】

イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

1. 為替手形

ロ 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として、「マネー・マーケット・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 各ファンドにつき、それぞれ次の投資信託証券

- a. 日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジあり）
「グローバルC Bファンド（円ヘッジクラス）」
- b. 日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジなし）
「グローバルC Bファンド（円ヘッジなしクラス）」

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の性質を有するもの
4. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第4号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

ハ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

※主要投資対象となる投資信託証券の名称、運用会社、主要運用対象、運用の基本方針に関しましては、上記「（1）投資方針」の記載をご覧ください。

（3）【運用体制】

イ 運用体制

他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断します。

ロ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（4）【分配方針】

年1回（原則として10月26日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- イ 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは計算期間中の基準価額の上昇分を勘案して分配を行います。

（5）【投資制限】

Ⅰ ファンドの信託約款に基づく投資制限

- イ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現

先取引または債券貸借取引に限りません。

- ハ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ニ 投資信託証券を組み入れる場合において、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ヘ 資金の借入れ
 - (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
 - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
 - (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (二) 借入金の利息は、信託財産中から支弁します。

II 法令に基づく投資制限

- イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。
- ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- ハ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法と

してあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

▶グローバルCBファンド(円ヘッジクラス)
▶グローバルCBファンド(円ヘッジなしクラス)

形 態	ケイマン籍外国投資信託(円建て)
主 要 投 資 対 象	世界の企業が発行する転換社債
運用の基本方針	(各クラス共通) - 主として、世界の企業が発行する転換社債等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 (円ヘッジクラス) - 原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。 (円ヘッジなしクラス) - 原則として対円での為替ヘッジを行いません。
ベンチマーク (参考指数)	参考指数は以下の通りです。 (円ヘッジクラス) トムソン・ロイター・グローバル・フォーカス・ヘッジドCBインデックス(円ベース) (円ヘッジなしクラス) トムソン・ロイター・グローバル・フォーカスCBインデックス(円ベース)
主 な 投 資 制 限	- 同一発行体の発行する転換社債等への投資割合は、原則としてファンドの純資産総額の10%以内とします。 - 純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 - 非流動性資産への投資は、純資産総額の15%以下とします。
決 算 日	年1回決算(原則として、毎年2月末日)
分 配 方 針	毎年10月15日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行う方針。ただし、分配を行わないことがあります。
運 用 報 酬 等	純資産総額に対して年0.6425% ただし、年間最低報酬額との関係で純資産総額によっては上記の料率を上回る場合があります。
管 理 お よ び そ の 他 の 費 用	ファンドの設立、取引関連費用、法的費用、会計・監査および税務上の費用ならびにその他の費用を負担します。 その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	なし
信託財産留保額	一部解約時に0.3%
投 資 顧 問 会 社	エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(フランス)
購 入 の 可 否	日本において一般投資者は購入できません。

▶マネー・マーケット・マザーファンド

主 要 投 資 対 象	円貨建ての短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	円貨建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象として、安定した収益の確保を目指します。
ベンチマーク	ありません。
主 な 投 資 制 限	- 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 - 外貨建資産への投資は行いません。
決 算 日	原則として毎年3月1日(休業日の場合は翌営業日)
信 託 報 酬	ありません。
そ の 他 の 費 用	有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等を負担します。その他の費用・手数料については、ファンドの運営状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
申 込 手 数 料	ありません。
信託財産留保額	追加設定時、一部解約時にそれぞれ0.005%
委 託 会 社	三井住友アセットマネジメント株式会社
受 託 会 社	三菱UFJ信託銀行株式会社

3【投資リスク】

イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。当ファンドが組み入れる投資信託は、主として内外の転換社債を投資対象としており、その価格は、保有する転換社債の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。当ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、当ファンドの基準価額も上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。

当ファンドが有するリスク等（他の投資信託の組入れを通じた実質的なリスク等となります。）のうち主要なものは、以下の通りです。

(イ) 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

(ロ) 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

(ハ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合

に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ニ) 為替変動リスク

（為替ヘッジあり）、（為替ヘッジなし）

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

（為替ヘッジあり）

実質外貨建資産に対し、原則として対円で為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます（ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。）。

(ホ) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

(ヘ) 市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

(ト) 換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

(チ) 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり方が小さかった場合も同様です。

ロ 投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部およびコンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

■日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルCBファンド（為替ヘッジあり）

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。



※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

■日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジなし）

「ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移」

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

年間騰落率：
2016年10月～2018年11月
分配金再投資基準価額：
2015年10月～2018年11月



※年間騰落率、分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算したものです。
※分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

「ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較」

ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

ファンド：
2016年10月～2018年11月
他の資産クラス：
2013年12月～2018年11月



※ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものと異なります。
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	TOPIX (配当込み) 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	MSCIコクサイインデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (グロス配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	NOMURA-BPI (国債) 野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。
※上記各指数に関する知的財産その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.24%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

ただし、解約の際には、１口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

（３）【信託報酬等】

ファンド	純資産総額に年1.08%（税抜き1.0%）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。 信託報酬は、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 信託報酬の実質的配分は以下の通りです。 <信託報酬の配分（税抜き）>		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.27%	ファンド運用の指図等の対価
	販売会社	年0.70%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
	受託会社	年0.03%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
投資対象とする 投資信託	※上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。		
	年0.6425%程度		
実質的な負担		ファンドの純資産総額に対して年1.7225%（税抜き1.6425%）程度	

（４）【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に年0.0054%（税抜き0.005%）以内の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。
- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。
- ※ 上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

※ 上記（１）～（４）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（５）【課税上の取扱い】

イ 個別元本について

- （イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。
- （ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

- ①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



- ②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部

分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ 個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

i. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ii. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドは、配当控除の適用はありません。

※少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合

外貨建資産への直接投資は行いません。

非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

※上記「(5)課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2018年11月末の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。
※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジあり）

2018年11月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,932,620,683	98.02
親投資信託受益証券	日本	289,930	0.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	38,778,820	1.97
合計(純資産総額)		1,971,689,433	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジなし）

2018年11月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	2,596,201,961	97.87
親投資信託受益証券	日本	419,904	0.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	56,170,252	2.11
合計(純資産総額)		2,652,792,117	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジあり）

イ 主要投資銘柄

2018年11月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益 証券	グローバルC Bファンド（円ヘッジ クラス）	192,760.89	10,012	1,929,922,030	10,026	1,932,620,683	98.02

日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	289,352	1.0021	289,959	1.0020	289,930	0.01
----	-----------	-------------------	---------	--------	---------	--------	---------	------

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

2018年11月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.02
親投資信託受益証券	0.01
合計	98.03

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジなし）

イ 主要投資銘柄

2018年11月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン 諸島	投資信託受益証券	グローバルC Bファンド（円ヘッジなしクラス）	260,977.27	9,855	2,571,931,074	9,948	2,596,201,961	97.87
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	419,066	1.0021	419,946	1.0020	419,904	0.02

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ 種類別の投資比率

2018年11月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.87
親投資信託受益証券	0.02
合計	97.88

②【投資不動産物件】

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジあり）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2016年10月26日)	4,219,171,052	4,219,171,052	9,753	9,753
第2期 (2017年10月26日)	2,807,043,243	2,870,110,553	10,237	10,467
第3期 (2018年10月26日)	1,991,417,871	1,991,417,871	9,482	9,482
2017年11月末日	2,812,788,398	—	10,258	—
12月末日	2,670,046,123	—	10,007	—
2018年 1月末日	2,647,780,502	—	10,274	—
2月末日	2,575,066,655	—	10,122	—
3月末日	2,512,806,070	—	9,938	—
4月末日	2,513,892,780	—	10,040	—
5月末日	2,246,678,761	—	10,025	—
6月末日	2,182,534,228	—	9,899	—
7月末日	2,192,676,142	—	9,977	—
8月末日	2,129,311,688	—	9,964	—
9月末日	2,086,976,290	—	9,907	—
10月末日	1,988,994,430	—	9,475	—
11月末日	1,971,689,433	—	9,485	—

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジなし）

年月日	純資産総額 (円)		1万口当たりの 純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2016年10月26日)	13,267,784,658	13,267,784,658	8,524	8,524
第2期 (2017年10月26日)	5,031,400,704	5,182,505,241	9,989	10,289
第3期 (2018年10月26日)	2,720,115,353	2,720,115,353	9,263	9,263
2017年11月末日	4,679,583,369	—	9,875	—

12月末日	4,234,417,960	—	9,762	—
2018年 1月末日	4,106,763,689	—	9,850	—
2月末日	3,834,274,190	—	9,595	—
3月末日	3,687,423,459	—	9,403	—
4月末日	3,620,329,476	—	9,668	—
5月末日	3,342,692,959	—	9,501	—
6月末日	3,245,778,882	—	9,504	—
7月末日	3,183,663,420	—	9,663	—
8月末日	3,100,035,309	—	9,709	—
9月末日	2,977,434,543	—	9,730	—
10月末日	2,723,808,552	—	9,286	—
11月末日	2,652,792,117	—	9,338	—

②【分配の推移】

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジあり）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2015年10月30日～2016年10月26日	0
第2期	2016年10月27日～2017年10月26日	230
第3期	2017年10月27日～2018年10月26日	0

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジなし）

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
第1期	2015年10月30日～2016年10月26日	0
第2期	2016年10月27日～2017年10月26日	300
第3期	2017年10月27日～2018年10月26日	0

③【収益率の推移】

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジあり）

	収益率（％）
第1期	△2.5
第2期	7.3
第3期	△7.4

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジなし）

	収益率（％）
第1期	△14.8
第2期	20.7
第3期	△7.3

（注）収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジあり）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	5,728,864,558	1,402,945,055
第2期	792,024,877	2,375,887,384
第3期	32,353,108	674,096,335

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジなし）

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	23,035,327,248	7,470,723,818
第2期	20,220,353	10,548,005,879
第3期	73,476,233	2,173,661,676

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

《参考情報》

基準日:2018年11月30日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

■日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルCBファンド（為替ヘッジあり）



分配の推移

決算期	分配金
2018年10月	0円
2017年10月	230円
2016年10月	0円
設定来累計	230円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

■日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルCBファンド（為替ヘッジなし）



決算期	分配金
2018年10月	0円
2017年10月	300円
2016年10月	0円
設定来累計	300円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

主要な資産の状況

■日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルCBファンド（為替ヘッジあり）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	98.02
親投資信託受益証券	日本	0.01
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1.97
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	グローバルCBファンド(円ヘッジクラス)	98.02
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	0.01

■日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルCBファンド（為替ヘッジなし）

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン諸島	97.87
親投資信託受益証券	日本	0.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.11
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
ケイマン諸島	投資信託受益証券	グローバルCBファンド(円ヘッジなしクラス)	97.87
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	0.02

※比率は、各ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

■グローバルCBファンド（円ヘッジクラス）（円ヘッジなしクラス）

当該各投資信託をシェアクラスとして含む「グローバルCBファンド」の主要投資銘柄（上位10銘柄）は以下の通りです。

主要投資銘柄（上位10銘柄）（2018年11月29日現在）

国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	社債券	SONY CORP	0.000	2022/09/30	3.38
アラブ首長国連邦	社債券	DP WORLD LTD	1.750	2024/06/19	2.87
アメリカ	社債券	JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	1.875	2021/08/15	2.86
アメリカ	社債券	NUANCE COMMUNICATIONS INC	1.000	2035/12/15	2.84
オランダ	社債券	KONINKLIJKE KPN NV	0.000	2020/05/28	2.52
イタリア	社債券	PRYSMIAN SPA	0.000	2022/01/17	2.35
アメリカ	社債券	BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	1.500	2020/10/15	2.28
日本	社債券	SHIMIZU CORP	0.000	2020/10/16	2.23
アメリカ	社債券	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	1.625	2027/02/15	2.22
中国	社債券	CTRIIP.COM INTERNATIONAL LTD	1.000	2020/07/01	2.21

※国・地域、銘柄名は、転換対象とする株式等の情報に基づいて、記載しています。

※償還期限は繰上償還条項が付されている場合は繰上償還発効日を表示しています。

※比率は、グローバルCBファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・アセット・マネジメント(ルクセンブルグ)から入手した情報を基に委託会社が作成しています。

■マネー・マーケット・マザーファンド

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
特殊債券	日本	74.11
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		25.89
合計（純資産総額）		100.00

主要投資銘柄（上位10銘柄）

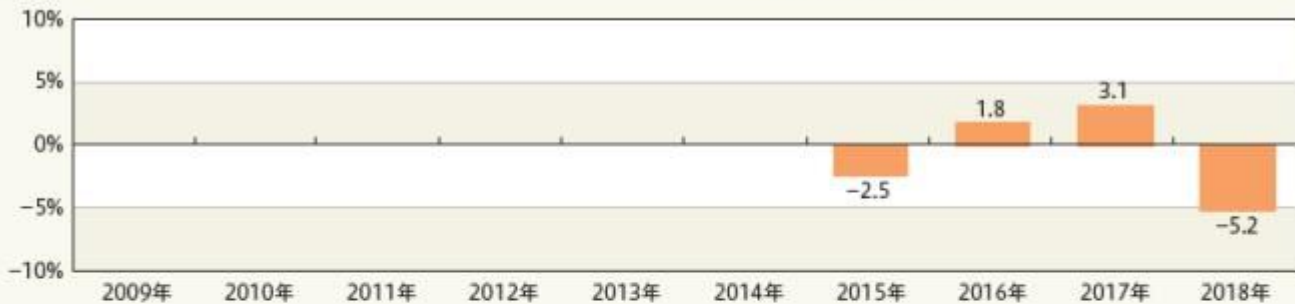
国・地域	種類	銘柄名	利率(%)	償還期限	比率(%)
日本	特殊債券	第95回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	1.200	2019/12/27	19.17
日本	特殊債券	第15回政府保証東日本高速道路債券	1.300	2019/02/25	18.98
日本	特殊債券	第3回政府保証地方公共団体金融機構債券	1.500	2019/08/16	18.00
日本	特殊債券	第8回政府保証地方公営企業等金融機構債券	1.500	2019/05/24	17.94

※比率は、マネー・マーケット・マザーファンドの純資産総額に対する時価の比率です。

※「主要投資銘柄（上位10銘柄）」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

■日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド(為替ヘッジあり)



■日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド(為替ヘッジなし)



※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。ファンド購入時には、購入時手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用・税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。

※2015年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2015年10月30日)から年末までの騰落率を表示しています。

※2018年のファンドの収益率は、年初から2018年11月30日までの騰落率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売) 手続等】

イ 申込方法

(イ) ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

販売会社によっては、「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買い付けること）による当ファンドの取得申込みを取り扱う場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として、販売会社の営業日の午後3時まで取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

(ニ) 申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がルクセンブルグもしくはケイマンの銀行の休業日またはパリもしくはニューヨークの取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、当ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ロ 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ 申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.24%（税抜き3.0%）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ニ 申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ 照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号 [※]	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。

ヘ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト 払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、ルクセンブルグもしくはケイマンの銀行の休業日またはパリもしくはニューヨークの取引所の休業日のいずれかに当たる場合には、解約請求の受付は行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額（0.3%）を差し引いた価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「（為替ヘッジあり）」は「日興グＣＢ有」、「（為替ヘッジなし）」は「日興グＣＢ無」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。

（２）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2015年10月30日から2025年10月27日まで、もしくは下記「（５）その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（４）【計算期間】

毎年10月27日から翌年10月26日までとするを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ 信託の終了

（イ）信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドにつき残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた

後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- （イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。
- （ロ）委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- （ハ）上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- （ニ）書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。
- （ホ）上記（ロ）から（ニ）までの取扱い、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- （ヘ）上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.smam-jp.com>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して5営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求す

ることができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期（平成29年10月27日から平成30年10月26日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)		
	第2期 (平成29年10月26日現在)	第3期 (平成30年10月26日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	55,481,705
コール・ローン	142,125,540	-
投資信託受益証券	2,746,799,047	1,947,611,072
親投資信託受益証券	9,993	289,959
流動資産合計	2,888,934,580	2,003,382,736
資産合計	2,888,934,580	2,003,382,736
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	63,067,310	-
未払解約金	3,028,768	-
未払受託者報酬	471,452	357,101
未払委託者報酬	15,243,610	11,546,428
未払利息	389	-
その他未払費用	79,808	61,336
流動負債合計	81,891,337	11,964,865
負債合計	81,891,337	11,964,865
純資産の部		
元本等		
元本	2,742,056,996	2,100,313,769
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	64,986,247	△108,895,898
元本等合計	2,807,043,243	1,991,417,871
純資産合計	2,807,043,243	1,991,417,871
負債純資産合計	2,888,934,580	2,003,382,736

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自 平成28年10月27日 至 平成29年10月26日	第3期 自 平成29年10月27日 至 平成30年10月26日
営業収益		
有価証券売買等損益	252,168,903	△143,188,009
営業収益合計	252,168,903	△143,188,009
営業費用		
支払利息	69,358	44,040
受託者報酬	1,013,997	786,014
委託者報酬	32,785,919	25,414,798
その他費用	191,123	157,562
営業費用合計	34,060,397	26,402,414
営業利益又は営業損失（△）	218,108,506	△169,590,423
経常利益又は経常損失（△）	218,108,506	△169,590,423
当期純利益又は当期純損失（△）	218,108,506	△169,590,423
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	56,255,224	△9,343,460
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△106,748,451	64,986,247
剰余金増加額又は欠損金減少額	72,948,726	704,220
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	53,108,465	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,840,261	704,220
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	14,339,402
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	14,339,402
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	63,067,310	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	64,986,247	△108,895,898

（３）【注記表】
（重要な会計方針の注記）

項 目	第3期
	自 平成29年10月27日 至 平成30年10月26日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 （１）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 （２）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 （３）時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第2期	第3期
	（平成29年10月26日現在）	（平成30年10月26日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	2,742,056,996口	2,100,313,769口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損	元本の欠損 108,895,898円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0237円 (10,000口当たりの純資産額 10,237円)	1口当たり純資産額 0.9482円 (10,000口当たりの純資産額 9,482円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第2期 自 平成28年10月27日 至 平成29年10月26日	第3期 自 平成29年10月27日 至 平成30年10月26日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（117,771,434円）、収益調整金（10,291,864円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は128,063,298円（1万口当たり467.03円）であり、うち63,067,310円（1万口当たり230円）を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（487,283円）、および分配準備積立金（43,034,612円）より、分配対象収益は43,521,895円（1万口当たり207.21円）であります。分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第3期 自 平成29年10月27日 至 平成30年10月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

項 目	第3期 自 平成29年10月27日 至 平成30年10月26日
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第3期 (平成30年10月26日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第2期（自 平成28年10月27日 至 平成29年10月26日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	177,092,275円
親投資信託受益証券	△8円
合計	177,092,267円

第3期（自 平成29年10月27日 至 平成30年10月26日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△133,706,651円
親投資信託受益証券	△34円
合計	△133,706,685円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期 自 平成29年10月27日 至 平成30年10月26日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第2期 (平成29年10月26日現在)	第3期 (平成30年10月26日現在)
期首元本額	4,325,919,503円	2,742,056,996円
期中追加設定元本額	792,024,877円	32,353,108円
期中一部解約元本額	2,375,887,384円	674,096,335円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	グローバルC Bファンド（円ヘッジクラス）	194,527.67	1,947,611,072	
投資信託受益証券合計		194,527.67	1,947,611,072	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	289,352	289,959	
親投資信託受益証券合計		289,352	289,959	
合計			1,947,901,031	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 (平成29年10月26日現在)	第3期 (平成30年10月26日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	77,750,012
コール・ローン	355,843,847	-
投資信託受益証券	4,915,227,320	2,666,343,383
親投資信託受益証券	9,993	419,946
未収入金	30,000,000	-
流動資産合計	5,301,081,160	2,744,513,341
資産合計	5,301,081,160	2,744,513,341
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	151,104,537	-
未払解約金	83,687,375	6,972,396
未払受託者報酬	1,041,366	520,094
未払委託者報酬	33,670,866	16,816,336
未払利息	974	-
その他未払費用	175,338	89,162
流動負債合計	269,680,456	24,397,988
負債合計	269,680,456	24,397,988
純資産の部		
元本等		
元本	5,036,817,904	2,936,632,461
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,417,200	△216,517,108
元本等合計	5,031,400,704	2,720,115,353
純資産合計	5,031,400,704	2,720,115,353
負債純資産合計	5,301,081,160	2,744,513,341

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第2期 自 平成28年10月27日 至 平成29年10月26日	第3期 自 平成29年10月27日 至 平成30年10月26日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,835,981,413	△236,883,984
営業収益合計	1,835,981,413	△236,883,984
営業費用		
支払利息	159,473	67,173
受託者報酬	2,771,575	1,196,083
委託者報酬	89,614,377	38,673,112
その他費用	530,325	238,772
営業費用合計	93,075,750	40,175,140
営業利益又は営業損失（△）	1,742,905,663	△277,059,124
経常利益又は経常損失（△）	1,742,905,663	△277,059,124
当期純利益又は当期純損失（△）	1,742,905,663	△277,059,124
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	854,959,880	△62,167,025
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,296,818,772	△5,417,200
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,555,932,754	3,914,357
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,555,932,754	3,914,357
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,372,428	122,166
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,372,428	122,166
分配金	151,104,537	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△5,417,200	△216,517,108

（３）【注記表】
（重要な会計方針の注記）

項 目	第3期
	自 平成29年10月27日 至 平成30年10月26日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 （１）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 （２）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 （３）時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	第2期	第3期
	（平成29年10月26日現在）	（平成30年10月26日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	5,036,817,904口	2,936,632,461口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 5,417,200円	元本の欠損 216,517,108円
3. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 0.9989円 (10,000口当たりの純資産額 9,989円)	1口当たり純資産額 0.9263円 (10,000口当たりの純資産額 9,263円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項 目	第2期 自 平成28年10月27日 至 平成29年10月26日	第3期 自 平成29年10月27日 至 平成30年10月26日
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（156,646,930円）、収益調整金（0円）、および分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は156,646,930円（1万口当たり311.00円）であり、うち151,104,537円（1万口当たり300円）を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（46,993円）、および分配準備積立金（4,750,033円）より、分配対象収益は4,797,026円（1万口当たり16.33円）ですが、分配を行っておりません。

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	第3期 自 平成29年10月27日 至 平成30年10月26日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1) 金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、投資信託受益証券、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2) 金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。

項 目	第3期 自 平成29年10月27日 至 平成30年10月26日
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第3期 (平成30年10月26日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

第2期（自 平成28年10月27日 至 平成29年10月26日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	910,382,743円
親投資信託受益証券	△8円
合計	910,382,735円

第3期（自 平成29年10月27日 至 平成30年10月26日）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△180,618,724円
親投資信託受益証券	△47円
合計	△180,618,771円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期 自 平成29年10月27日 至 平成30年10月26日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項 目	第2期 (平成29年10月26日現在)	第3期 (平成30年10月26日現在)
期首元本額	15,564,603,430円	5,036,817,904円
期中追加設定元本額	20,220,353円	73,476,233円
期中一部解約元本額	10,548,005,879円	2,173,661,676円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	グローバルC Bファンド（円ヘッジなしクラス）	270,557.42	2,666,343,383	
投資信託受益証券合計		270,557.42	2,666,343,383	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	419,066	419,946	
親投資信託受益証券合計		419,066	419,946	
合計			2,666,763,329	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジあり）は、「グローバルC Bファンド（円ヘッジクラス）」および「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券を、日興エドモン・ドウ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジなし）は、「グローバルC Bファンド（円ヘッジなしクラス）」および「マネー・マーケット・マザーファンド」受益証券をそれぞれ主要投資対象としており、各貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はすべて各該当ファンドの受益証券であり、「親投資信託受益証券」はすべて該当マザーファンドの受益証券です。

「グローバルC Bファンド（円ヘッジクラス）」および「グローバルC Bファンド（円ヘッジなしクラス）」は、「グローバルC Bファンド」の各シェアクラスです。

以下に記載した状況は監査の対象外です。

グローバルC Bファンド

グローバルC Bファンドは、ケイマン籍の外国投資信託で、現地での監査を受けております。

なお、以下の財務諸表は、入手しうる直近の現地監査済み財務諸表を委託会社において抜粋して翻訳したものです。

●純資産計算書（2018年2月28日現在）

(表示通貨：日本円)

資産

投資有価証券、時価（取得原価 5,962,299,954円）	5,905,401,559
銀行預金	278,694,339
買いオプション、時価	105,912,536
追加設定による未収入金	81,468,577
債券未収利息	8,914,756

設立費（純額）	115,000
その他資産	319,764
資産合計	6,380,826,531
負債	
投資有価証券購入に係る未払金	116,287,763
為替先渡取引契約に係る未実現損失	4,913,320
未払投資運用報酬	2,610,276
未払印刷および広告費	1,974,151
未払専門家費用	1,730,979
未払管理事務代行報酬	325,719
未払受託会社報酬	278,624
未払保管報酬	208,634
未払管理報酬	156,586
その他未払費用	8,133
負債合計	128,494,185
純資産合計	6,252,332,346
純資産	
日本円クラス（ヘッジ付）	2,519,280,324
日本円クラス（ヘッジなし）	3,733,052,022
受益証券残高数	
日本円クラス（ヘッジ付）	238,001.872
日本円クラス（ヘッジなし）	369,883.677
1口当たり純資産	
日本円クラス（ヘッジ付）	10,585
日本円クラス（ヘッジなし）	10,093

●投資明細表（2018年2月28日現在）

数量	銘柄	通貨	帳簿価額 （日本円）	時価 （日本円）	比率＊ （％）
公認の証券取引所あるいは他の規制で運営される市場で譲渡可能な有価証券 債券					
600,000	ABIGROVE LTD 0 CV 16FEB22 SVST	米ドル	67,248,891	69,125,999	1.11
60,000,000	AEON FIN SERVICE 0 CV 13SEP19 SER1	日本円	63,788,000	65,401,800	1.05
750,000	AGEASFINLUX SA FRN CV PERP REGS	ユーロ	63,394,374	72,763,054	1.16
600,000	AIRBUS GROUP SE 0 CV 14JUN21 AMFP	ユーロ	74,667,601	92,892,815	1.49
1,200,000	AMERICA MOVIL SAB 0 CV 28MAY20	ユーロ	163,834,453	154,808,009	2.48
300,000	AMORIM NRGIA 3.375 CV 03JUN18 GALP	ユーロ	40,684,758	39,675,696	0.63
400,000	AMS AG 0 CV 05MAR25 SER AMS	ユーロ	53,707,414	53,668,890	0.86
400,000	AMS AG 0.875 CV 28SEP22	米ドル	44,923,921	56,341,180	0.90
30,000,000	ANA HOLDINGS 0 CV 16SEP22 SER9202	日本円	31,329,000	31,401,300	0.50
30,000,000	ANA HOLDINGS 0 CV 19SEP24 SER9202	日本円	32,075,000	31,624,200	0.51
1,800,000	ARES CAPITAL 3.75 CV 01FEB22	米ドル	205,087,896	196,203,313	3.14
300,000	ARES CAPITAL 4.375 CV 15JAN19	米ドル	37,610,728	32,640,743	0.52
400,000	BAYER AG CV 0.05 15JUN20 SER 1COV	ユーロ	53,004,076	66,658,814	1.07
900,000	BENI STABILI SPA 0.875 CV 31JAN21	ユーロ	124,306,001	118,661,955	1.90
1,000,000	BIOMARIN PHARMA 0.599 CV 01AUG24	米ドル	108,085,775	102,113,057	1.63
500,000	BRITISH LD 2015 0 CV 09JUN20 BLND	英ポンド	96,713,244	71,624,771	1.15
200,000	CELLNEX TELECOM 1.5 CV 16JAN26 CLNX	ユーロ	27,159,632	26,566,941	0.42
350,000	CEMEX SAB DE CV 3.72 CV 15MAR20	米ドル	44,179,991	38,652,216	0.62
600,000	CHINA OVERS INVSM 0.00 CV 05JAN23	米ドル	72,601,182	68,208,924	1.09
30,000,000	CHUGOKU ELEC POWER 0 CV 24JAN20	日本円	30,815,000	31,029,000	0.50
30,000,000	CHUGOKU ELEC POWER 0 CV 25JAN22	日本円	30,830,000	30,838,800	0.49

343,000	CITRIX SYSTEMS 0.5 CV 15APR19	米ドル	47,655,696	48,769,544	0.78
1,150,000	CTRIP.COM INTL LTD 1.25 CV 15SEP22	米ドル	145,310,142	127,977,615	2.05
30,000,000	CYBERAGENT INC 0 CV 17FEB23	日本円	31,395,000	31,758,000	0.51
1,400,000	DP WORLD LTD 1.75 CV 19JUN24	米ドル	184,709,959	160,897,843	2.57
9,783	ELIS SA 0.00 CV 06OCT23 ELIS	ユーロ	41,828,935	42,519,752	0.68
120,000,000	EZAKI GLICO CO 0 CV 30JAN24	日本円	124,050,000	122,650,800	1.96
673,000	FINISAR CORP 0.5 CV 15DEC36	米ドル	80,161,484	66,169,932	1.06
4,000,000	HARVEST INTERNATL 0.00 CV 21NOV22	香港ドル	59,928,105	57,881,747	0.93
600,000	HON HAI PRECISION 0.00 CV 06NOV22	米ドル	68,884,951	64,570,849	1.03
605,000	IAC FINANCECO INC 0.875 CV 01OCT22	米ドル	70,187,198	75,424,793	1.21
650,000	II-VI INC 0.25 CV 01SEP22 144A	米ドル	74,272,105	74,346,554	1.19
242,000	INSMED INC 1.75 CV 15JAN25	米ドル	27,057,097	24,326,169	0.39
600,000	INTL CONSOLID AIRL 0.25 CV 17NOV20	ユーロ	67,848,401	76,680,015	1.23
200,000	J SAINSBURY 1.25 CV 21NOV19 SBRY	英ポンド	40,301,611	30,288,833	0.48
800,000	JAZZ INVEST CV 1.875 15AUG21	米ドル	99,570,760	87,787,131	1.40
600,000	JAZZ INVEST I LTD 1.5 CV 15AUG24	米ドル	64,262,680	60,824,731	0.97
600,000	JP MORGAN CHASE BANK 0 CV 11JAN21	米ドル	66,529,976	63,654,416	1.02
600,000	JP MORGAN CHASE FIN CV 0.25 01MAY23	米ドル	65,367,812	67,164,513	1.07
90,000,000	KANSAI PAINT 0 CV 17JUN22	日本円	96,417,000	97,109,100	1.55
10,000,000	KYUSHU ELE POWER 0 CV 31MAR20 S2020	日本円	10,200,000	10,205,200	0.16
10,000,000	KYUSHU ELE POWER 0 CV 31MAR22 S2020	日本円	10,200,000	10,239,200	0.16
758,000	LIBERTY EXPEDIA HOLD 1 CV 30JUN47	米ドル	86,825,641	78,109,352	1.25
1,020,000	LIBERTY MEDIA 2.25 CV 30SEP46	米ドル	105,031,938	113,232,885	1.81
90,000,000	LIXIL GROUP CORP 0 CV 04MAR22	日本円	93,612,000	91,816,200	1.47
8,170	MAISONS DU MONDE 0.125 CV 06DEC23	ユーロ	53,768,935	55,591,498	0.89
400,000	MEDICINES CO 2.75 CV 15JUL23	米ドル	43,095,987	40,310,583	0.64
40,000,000	MEDIPAL HOLDINGS CORP 0 CV 07OCT22	日本円	42,645,000	44,618,000	0.71
700,000	MICROCHIP TECHNO 1.625 CV 15FEB27	米ドル	79,423,488	88,460,575	1.41
90,000,000	MITSUBISHI CHEMICAL 0 CV 29MAR24	日本円	92,840,000	98,952,300	1.58
90,000,000	MITSUBISHI CHEMICAL 0 CV 30MAR22	日本円	92,560,000	97,236,000	1.56
1,500,000	NABORS INDUST 0.75 CV 15JAN24 144A	米ドル	168,229,298	123,689,408	1.98
1,232,000	NUANCE COMMUNICATIONS 1 CV 15DEC35	米ドル	152,618,175	126,124,173	2.02
833,000	NUVASIVE INC 2.25 CV 15MAR21	米ドル	117,838,830	95,780,644	1.53
400,000	OUTOKUMPU OYJ 3.25 CV 26FEB20 OUTI	ユーロ	50,090,950	59,446,669	0.95
534,000	PACIRA PHARMA 2.375 CV 01APR22	米ドル	62,650,229	52,694,505	0.84
900,000	PRYSMIAN SPA 0 CV 17JAN22	ユーロ	109,636,347	124,429,917	1.99
1,200,000	QIAGEN NV 0.50 CV 13SEP23	米ドル	131,194,869	133,357,929	2.13
10,050	RALLYE SA 1 CV 02OCT20 COFP	ユーロ	121,759,367	139,191,382	2.23
6,713	SAFRAN SA 0.00 CV 31DEC20 SAF	ユーロ	80,335,881	92,230,171	1.48
30,000,000	SBI HOLDINGS INC 0 CV 14SEP22	日本円	31,561,875	44,671,200	0.71
602,000	SERVICENOW INC 0 CV 01JUN22	米ドル	67,615,417	84,805,091	1.36
100,000,000	SHIMIZU CORP 0 CV 16OCT20	日本円	108,500,000	105,197,000	1.68
582,000	SILICON LAB INC 1.375 CV 01MAR22	米ドル	67,376,275	74,129,423	1.19
800,000	SONAE INVEST 1.625 CV 11JUN19 SON	ユーロ	107,509,565	105,945,295	1.69
144,000,000	SONY CORPORATION 0 CV 30SEP22 6	日本円	154,978,862	184,626,720	2.95
900,000	STEINHOFF FIN 1.25 CV 11AUG22 SHF	ユーロ	129,352,644	88,633,686	1.42
400,000	STEINHOFF FIN 1.25 CV 21OCT23 SNH	ユーロ	45,454,547	26,671,378	0.43
200,000	STMICROELECTRONICS 0.25 CV 03JUL24 B	米ドル	22,277,018	27,314,824	0.44
200,000	STMICROELECTRONICS 0 CV 03JUL22 A	米ドル	22,556,776	27,276,023	0.44
400,000	STRATEG INTL GP 0.00 CV 21JUL22	ユーロ	52,754,595	61,384,112	0.98
60,000,000	SUMITOMO METAL MINING 0 CV 15MAR23	日本円	62,800,000	62,550,000	1.00
300,000	TELECOM ITALIA SPA 1.125 CV 26MAR22	ユーロ	35,143,687	38,691,009	0.62

30,000,000	TORAY INDUSTRIES INC 0 CV 30AUG19	日本円	36,801,000	37,110,600	0.59
5,591	UBISOFT ENTERTNMNT 0.00 CV 27SEP21	ユーロ	35,445,019	58,019,521	0.93
30,000,000	UNICHARM CORP 0 CV 25SEP20	日本円	37,935,000	38,365,800	0.61
400,000	VALEO SA 0 CV 16JUN21 SERIES FRT	米ドル	42,018,006	44,407,625	0.71
43,541	VALLOUREC SA 4.125 CV 04OCT22 VK	ユーロ	39,780,699	42,179,096	0.67
366,000	WEIBO CORP 1.25 CV 15NOV22	米ドル	43,136,190	47,944,655	0.77
590,000	WESTERN DIGITAL CV 1.5 01FEB24	米ドル	64,735,643	65,411,447	1.05
1,200,000	YANDEX NV 1.125 CV 15DEC18	米ドル	128,224,352	132,646,649	2.12
債券合計			5,962,299,954	5,905,401,559	94.45
公認の証券取引所あるいは他の規制で運営される市場で譲渡可能な有価証券			5,962,299,954	5,905,401,559	94.45
投資有価証券合計			5,962,299,954	5,905,401,559	94.45
（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価の比率					

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

	(単位：円)	
	(平成29年10月26日現在)	(平成30年10月26日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	20,220,580
コール・ローン	38,664,117	-
特殊債券	76,602,520	69,440,420
未収利息	176,655	178,621
前払費用	7,758	-
流動資産合計	115,451,050	89,839,621
資産合計	115,451,050	89,839,621
負債の部		
流動負債		
未払利息	105	-
その他未払費用	644	708
流動負債合計	749	708
負債合計	749	708
純資産の部		
元本等		
元本	115,126,345	89,650,363
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	323,956	188,550
元本等合計	115,450,301	89,838,913
純資産合計	115,450,301	89,838,913
負債純資産合計	115,451,050	89,839,621

注記表

（重要な会計方針の注記）

項 目	自 平成29年10月27日 至 平成30年10月26日
-----	--------------------------------

有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
-----------------	--

（貸借対照表に関する注記）

項 目	（平成29年10月26日現在）	（平成30年10月26日現在）
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	115,126,345口	89,650,363口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0028円 (10,000口当たりの純資産額 10,028円)	1口当たり純資産額 1.0021円 (10,000口当たりの純資産額 10,021円)

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項 目	自 平成29年10月27日 至 平成30年10月26日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1)金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、特殊債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2)金融商品に係るリスク

	有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限值、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項 目	(平成30年10月26日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券（特殊債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 平成29年10月27日 至 平成30年10月26日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（平成29年10月26日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	177,498,920円
同期中における追加設定元本額	29,908円
同期中における一部解約元本額	62,402,483円
平成29年10月26日現在における元本の内訳	
日興ワールドC Bファンド（通貨アルファ戦略コース）	70,000,000円
日興ワールドC Bファンド（円ヘッジありコース）	9,500,000円
日興ワールドC Bファンド（円ヘッジなしコース）	9,800,000円
インド内需関連株式ファンド	10,000円
アセアン内需関連株式ファンド	10,000円
高成長インド・中型株式ファンド	49,986円
アジア好利回りリート・ファンド	99,971円
アジア好利回りリート・ファンド・トルコリラ	99,971円
アジア好利回りリート・ファンド・ブラジルリアル	499,851円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジあり／年1回決算型）	9,972円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジなし／年1回決算型）	9,972円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジあり／3カ月決算型）	9,972円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジなし／3カ月決算型）	9,972円
日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（為替ヘッジなし）	9,972円
日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（限定為替ヘッジ）	9,972円
三井住友・ニュー・アジア・ファンド	9,967円

YOURMIRAI フレキシブル・ボンドアロケーション（為替ヘッジなし）	9,967円
YOURMIRAI フレキシブル・ボンドアロケーション（米ドル円ヘッジ）	9,967円
アジア好利回りリート・ファンド（年1回決算型）	997円
日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（為替ヘッジなし／年2回決算型）	9,966円
日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（限定為替ヘッジ／年2回決算型）	9,966円
日興フィデリティ世界企業債券ファンド（為替ヘッジあり）	9,966円
日興フィデリティ世界企業債券ファンド（為替ヘッジなし）	9,966円
日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルCBファンド（為替ヘッジあり）	9,966円
日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルCBファンド（為替ヘッジなし）	9,966円
アジア高利回り現地通貨建て債券ファンド（毎月分配型）	9,963円
アジア高利回り現地通貨建て債券ファンド（資産成長型）	9,963円
グローバル自動運転関連株式ファンド（為替ヘッジあり）	9,969円
グローバル自動運転関連株式ファンド（為替ヘッジなし）	9,969円
グローイング・フロンティア株式ファンド	9,970円
SMAM・国内株式エンゲージメントファンド＜適格機関投資家限定＞	24,856,206円
合計	115,126,345円

（平成30年10月26日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	115,126,345円
同期中における追加設定元本額	76,820,997円
同期中における一部解約元本額	102,296,979円
平成30年10月26日現在における元本の内訳	
日興ワールドCBファンド（通貨アルファ戦略コース）	8,495,310円
日興ワールドCBファンド（円ヘッジありコース）	2,445,519円
日興ワールドCBファンド（円ヘッジなしコース）	1,548,154円
インド内需関連株式ファンド	119,759円
高成長インド・中型株式ファンド	17,711,132円
アジア好利回りリート・ファンド	99,971円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジあり／年1回決算型）	7,742,960円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジなし／年1回決算型）	1,337,053円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジあり／3カ月決算型）	4,909,194円
三井住友・ピムコ・ストラテジック・インカムファンド（為替ヘッジなし／3カ月決算型）	1,456,790円
日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（為替ヘッジなし）	14,208,735円
日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（限定為替ヘッジ）	1,237,272円
三井住友・ニュー・アジア・ファンド	369,177円
アジア好利回りリート・ファンド（年1回決算型）	997円

日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（為替ヘッジなし／年2回決算型）	1,187,376円
日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（限定為替ヘッジ／年2回決算型）	389,132円
日興フィデリティ世界企業債券ファンド（為替ヘッジあり）	209,527円
日興フィデリティ世界企業債券ファンド（為替ヘッジなし）	179,593円
日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジあり）	289,352円
日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジなし）	419,066円
アジア高利回り現地通貨建て債券ファンド（毎月分配型）	9,963円
アジア高利回り現地通貨建て債券ファンド（資産成長型）	9,963円
グローバル自動運転関連株式ファンド（為替ヘッジあり）	4,140,881円
グローバル自動運転関連株式ファンド（為替ヘッジなし）	11,065,647円
グローイング・フロンティア株式ファンド	2,185,185円
高成長インド・中型株式ファンド（年1回決算型）	7,882,655円
合計	89,650,363円

附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	第6 9 回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	10,000,000	10,014,800	
	第2 回政府保証地方公営企業等金融機構債券	10,000,000	10,009,300	
	第3 回政府保証地方公共団体金融機構債券	16,000,000	16,198,400	
	第8 回政府保証地方公営企業等金融機構債券	16,000,000	16,141,760	
	第1 5 回政府保証東日本高速道路債券	17,000,000	17,076,160	
合計		69,000,000	69,440,420	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジあり）

2018年11月30日現在

I 資産総額	1,977,775,552円
II 負債総額	6,086,119円
III 純資産総額（I－II）	1,971,689,433円
IV 発行済口数	2,078,709,208口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9485円
（1万口当たり純資産額）	（9,485円）

日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジなし）

2018年11月30日現在

I 資産総額	2,698,695,097円
II 負債総額	45,902,980円
III 純資産総額（I－II）	2,652,792,117円
IV 発行済口数	2,840,779,410口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9338円
（1万口当たり純資産額）	（9,338円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ 名義書換

該当事項はありません。

ロ 受益者名簿

作成しません。

ハ 受益者に対する特典

ありません。

ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

- 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受

益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記aの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- c. 上記aの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

イ 資本金の額および株式数

	2018年11月30日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	17,640,000株

ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

ハ 会社の機構

委託会社の取締役は7名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

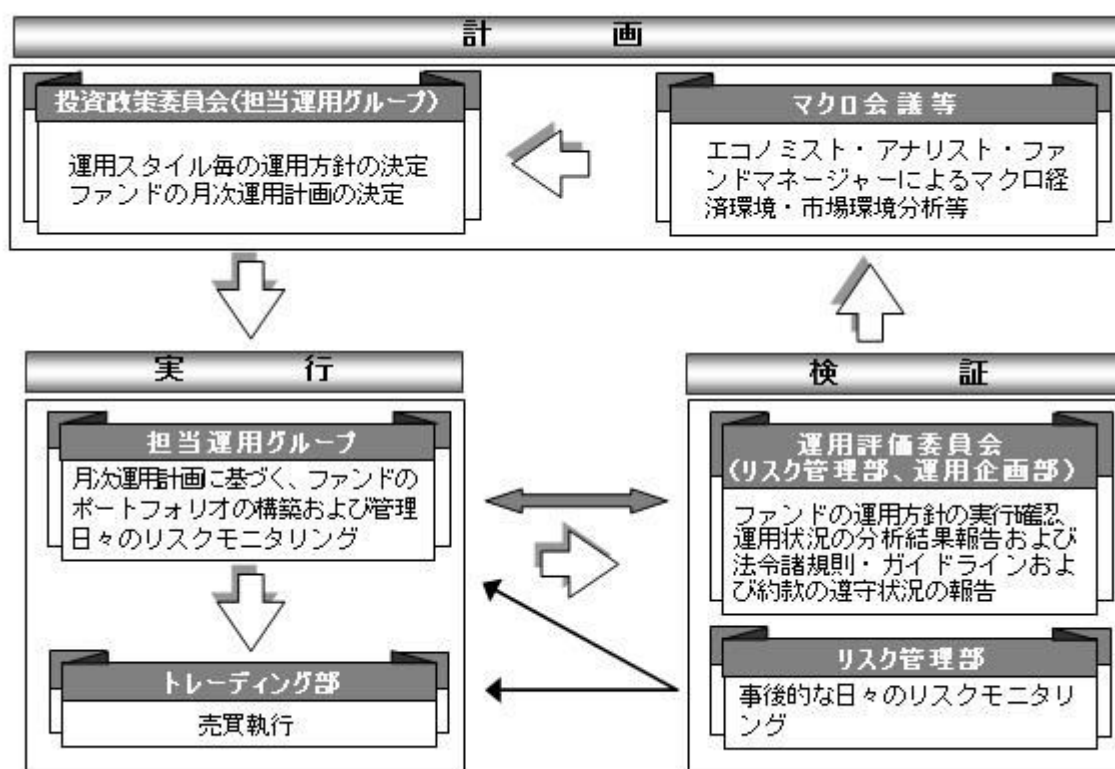
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定します。

ニ 投資信託の運用の流れ



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2018年11月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	461	5,871,209
単位型株式投資信託	91	389,325
追加型公社債投資信託	1	29,051
単位型公社債投資信託	112	301,391
合 計	665	6,590,976

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2 当社は、第33期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第34期中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,279,384	20,873,870
顧客分別金信託	20,008	20,010
前払費用	351,526	402,249
未収入金	40,544	39,030
未収委託者報酬	5,511,715	6,332,203
未収運用受託報酬	1,297,104	1,725,215
未収投資助言報酬	343,523	316,407

未収収益	20,789	50,321
繰延税金資産	482,535	715,988
その他の流動資産	5,560	10,891
流動資産合計	21,352,691	30,486,188
固定資産		
有形固定資産	※ 1	
建物	198,767	185,371
器具備品	261,096	300,694
有形固定資産合計	459,864	486,065
無形固定資産		
ソフトウェア	493,806	409,765
ソフトウェア仮勘定	141,025	5,755
電話加入権	68	56
商標権	3	-
無形固定資産合計	634,903	415,576
投資その他の資産		
投資有価証券	12,098,372	10,616,594
関係会社株式	10,412,523	10,412,523
長期差入保証金	677,681	658,505
長期前払費用	61,282	69,423
会員権	7,819	7,819
繰延税金資産	871,577	678,459
投資その他の資産合計	24,129,257	22,443,325
固定資産合計	25,224,025	23,344,968
資産合計	46,576,717	53,831,157

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年 3 月31日)	当事業年度 (平成30年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	304	84
その他の預り金	80,380	92,326
未払金		
未払収益分配金	655	649
未払償還金	140,124	137,522
未払手数料	2,424,318	2,783,763
その他未払金	52,903	236,739
未払費用	2,564,625	3,433,641
未払消費税等	160,571	547,706
未払法人税等	661,467	1,785,341
賞与引当金	1,001,068	1,507,256
その他の流動負債	445	1,408
流動負債合計	7,086,864	10,526,438
固定負債		
退職給付引当金	3,177,131	3,319,830
賞与引当金	40,167	99,721
その他の固定負債	2,174	3,363
固定負債合計	3,219,473	3,422,915
負債合計	10,306,337	13,949,354

純資産の部

株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	23,493,074	26,561,078
利益剰余金合計	25,314,279	28,382,283
株主資本計	35,943,263	39,011,267
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	327,116	870,535
評価・換算差額等合計	327,116	870,535
純資産合計	36,270,379	39,881,802
負債・純資産合計	46,576,717	53,831,157

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	31,628,014	36,538,981
運用受託報酬	5,649,190	8,362,118
投資助言報酬	1,726,511	1,440,233
その他営業収益		
情報提供コンサルタント		
業務報酬	5,000	5,000
サービス支援手数料	61,268	128,324
その他	54,261	55,820
営業収益計	39,124,246	46,530,479
営業費用		
支払手数料	14,908,517	16,961,384
広告宣伝費	366,227	353,971
公告費	1,140	1,140
調査費		
調査費	1,325,978	1,654,233
委託調査費	4,343,104	5,972,473
営業雑経費		
通信費	46,030	40,066
印刷費	338,254	339,048
協会費	21,669	-
諸会費	20,054	45,465
情報機器関連費	2,516,497	2,582,734
販売促進費	24,896	34,333
その他	149,177	136,669
営業費用合計	24,061,549	28,121,520

一般管理費		
給料		
役員報酬	225,885	196,529
給料・手当	6,121,741	6,190,716
賞与	610,533	601,375
賞与引当金繰入額	989,925	1,566,810
交際費	23,136	25,709
事務委託費	317,928	256,413
旅費交通費	229,248	220,569
租税公課	268,527	282,036
不動産賃借料	622,662	654,286
退職給付費用	423,954	419,884
固定資産減価償却費	384,068	329,756
諸経費	335,840	285,490
一般管理費合計	10,553,451	11,029,580
営業利益	4,509,246	7,379,378
営業外収益		
受取配当金	※ 1 106,651	51,335
受取利息	※ 1 745	520
時効成立分配金・償還金	1,721	2,622
原稿・講演料	1,474	894
雑収入	12,592	10,669
営業外収益合計	123,184	66,042
営業外費用		
為替差損	9,737	5,125
雑損失	1,084	913
営業外費用合計	10,821	6,038
経常利益	4,621,608	7,439,383
特別利益		
投資有価証券償還益	353,462	61,842
投資有価証券売却益	2,579	30,980
特別利益合計	356,041	92,822
特別損失		
固定資産除却損	※ 2 8,157	354,695
投資有価証券償還損	43,644	141,666
投資有価証券売却損	15,012	9,634
ゴルフ会員権売却損	3,894	-
事務所移転費用	21,175	-
特別損失合計	91,884	505,996
税引前当期純利益	4,885,765	7,026,209
法人税、住民税及び事業税	1,391,996	2,350,891
法人税等調整額	△ 25,454	△ 280,166
法人税等合計	1,366,541	2,070,725
当期純利益	3,519,223	4,955,483

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本
--	------

	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,984,811	23,806,015	34,434,999
当期変動額									
剰余金の配当							△ 2,010,960	△ 2,010,960	△ 2,010,960
当期純利益							3,519,223	3,519,223	3,519,223
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,508,263	1,508,263	1,508,263
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,493,074	25,314,279	35,943,263

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	517,775	517,775	34,952,774
当期変動額			
剰余金の配当			△ 2,010,960
当期純利益			3,519,223
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 190,658	△ 190,658	△ 190,658
当期変動額合計	△ 190,658	△ 190,658	1,317,604
当期末残高	327,116	327,116	36,270,379

当事業年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	23,493,074	25,314,279	35,943,263
当期変動額									
剰余金の配当							△ 1,887,480	△ 1,887,480	△ 1,887,480
当期純利益							4,955,483	4,955,483	4,955,483
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	3,068,003	3,068,003	3,068,003
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078	28,382,283	39,011,267

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
当期首残高	327,116	327,116	36,270,379
当期変動額			
剰余金の配当			△ 1,887,480

当期純利益			4,955,483
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	543,419	543,419	543,419
当期変動額合計	543,419	543,419	3,611,423
当期末残高	870,535	870,535	39,881,802

[注記事項]

(重要な会計方針)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)満期保有目的の債券

償却原価法

(2)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(3)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
器具備品	3～20年

(2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3.引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
建物	291,976 千円	312,784千円
器具備品	651,918千円	768,929千円

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行 1 行と当座借越契約を締結しております。

当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	— 千円	— 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年 6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (平成29年 3月31日)	当事業年度 (平成30年 3月31日)
Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc.	256,031千円	204,923千円

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
受取配当金	106,640千円	— 千円
受取利息	18千円	— 千円

※ 2 固定資産除却損

	前事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	当事業年度 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
建物	6,952千円	— 千円
器具備品	1,204千円	0 千円
ソフトウェア	— 千円	9,000千円
ソフトウェア仮勘定	— 千円	345,695千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

1.発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	—	—	17,640株

2.剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,010,960	114,000	平成28年 3月31日	平成28年 6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの
平成29年6月27日開催の第32回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,887,480	107,000	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	—	—	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,887,480	107,000	平成29年 3月31日	平成29年 6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの
平成30年6月26日開催の第33回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,822,400	160,000	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
1年以内	626,698	208,187
1年超	191,491	42,916
合計	818,190	251,104

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式及び50%出資した関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（（注2）参照）。

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	13,279,384	13,279,384	—
(2)顧客分別金信託	20,008	20,008	—
(3)未収委託者報酬	5,511,715	5,511,715	—
(4)未収運用受託報酬	1,297,104	1,297,104	—
(5)未収投資助言報酬	343,523	343,523	—
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	12,098,074	12,098,074	—
(7)長期差入保証金	677,681	677,681	—
資産計	33,227,492	33,227,492	—
(1)顧客からの預り金	304	304	—
(2)未払手数料	2,424,318	2,424,318	—
負債計	2,424,622	2,424,622	—

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	20,873,870	20,873,870	—
(2)顧客分別金信託	20,010	20,010	—
(3)未収委託者報酬	6,332,203	6,332,203	—
(4)未収運用受託報酬	1,725,215	1,725,215	—
(5)未収投資助言報酬	316,407	316,407	—
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	10,616,296	10,616,296	—
(7)長期差入保証金	658,505	658,505	—
資産計	40,542,507	40,542,507	—
(1)顧客からの預り金	84	84	—
(2)未払手数料	2,783,763	2,783,763	—
負債計	2,783,847	2,783,847	—

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(1)顧客からの預り金、(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

	前事業年度 （平成29年3月31日）	当事業年度 （平成30年3月31日）
その他有価証券		
非上場株式	298	298
合計	298	298
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	10,412,523	10,412,523
合計	10,412,523	10,412,523

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)①その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
----	------	---------	----------	------

現金及び預金	13,279,384	—	—	—
顧客分別金信託	20,008	—	—	—
未収委託者報酬	5,511,715	—	—	—
未収運用受託報酬	1,297,104	—	—	—
未収投資助言報酬	343,523	—	—	—
長期差入保証金	31,201	646,480	—	—
合計	20,482,937	646,480	—	—

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	20,873,870	—	—	—
顧客分別金信託	20,010	—	—	—
未収委託者報酬	6,332,203	—	—	—
未収運用受託報酬	1,725,215	—	—	—
未収投資助言報酬	316,407	—	—	—
長期差入保証金	602,360	56,144	—	—
合計	29,870,067	56,144	—	—

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成29年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成30年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 関係会社株式10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度（平成29年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	4,921,829	4,267,927	653,902
小計	4,921,829	4,267,927	653,902
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	7,176,244	7,358,662	△182,417
小計	7,176,244	7,358,662	△182,417
合計	12,098,074	11,626,589	471,485

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成30年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,366,669	6,046,232	1,320,437
小計	7,366,669	6,046,232	1,320,437
(2) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	3,249,626	3,315,328	△65,701

小計	3,249,626	3,315,328	△65,701
合計	10,616,296	9,361,560	1,254,735

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
228,204	2,579	15,012

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
532,099	30,980	9,634

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,028,212	3,177,131
勤務費用	280,524	285,715
利息費用	—	2,922
数理計算上の差異の発生額	△15,494	△51,212
退職給付の支払額	△116,111	△94,727
退職給付債務の期末残高	3,177,131	3,319,830

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	3,177,131	3,319,830
未認識数理計算上の差異	—	—
未認識過去勤務費用	—	—
退職給付引当金	3,177,131	3,319,830

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
勤務費用	280,524	285,715
利息費用	-	2,922
数理計算上の差異の費用処理額	△15,494	△51,212
その他	158,924	182,458
確定給付制度に係る退職給付費用	423,954	419,884

（注）その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額になります。

（4）数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
割引率	0.092%	0.000%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度137,310千円、当事業年度147,195千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
流動の部		
繰延税金資産		
賞与引当金	308,929	461,521
調査費	79,381	90,509
未払金	45,745	59,821
未払事業税	46,406	102,103
その他	2,071	2,032
繰延税金資産合計	482,535	715,988
固定の部		
繰延税金資産		
退職給付引当金	972,837	1,016,532
ソフトウェア償却	18,718	11,289
賞与引当金	12,299	30,534
投資有価証券評価損	95	95
その他	14,592	6,805
繰延税金資産小計	1,018,544	1,065,256
評価性引当額	△2,597	△2,597
繰延税金資産合計	1,015,946	1,062,659
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	144,368	384,200
繰延税金負債合計	144,368	384,200
繰延税金資産の純額	1,354,113	1,394,447

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主

要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	30.8%	30.8%
(調整)		
評価性引当額の増減	△0.1	-
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.2
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△0.8	-
住民税均等割等	0.1	0.1
所得税額控除による税額控除	△2.2	△1.9
その他	△0.0	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.9	29.4

(セグメント情報等)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	31,628,014	5,649,190	1,726,511	120,529	39,124,246

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への営業収益	36,538,981	8,362,118	1,440,233	189,145	46,530,479

(2)地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1)子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	SumitomoMitsui AssetManagement (HongKong)Limited	Hong Kong	5,000,000 (ホンコンドル)	投資運用業	% (所有) 直接100	投資の助言業務 役員の兼任	剰余金の配当	106,640	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
受取配当金については、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しております。

(2)兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% —	投信の販売 委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,737,677	未払 手数料	489,567
親会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% —	投信の販売 委託	委託販売 手数料	5,485,934	未払 手数料	862,697

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。
3. (株)三井住友銀行の属性が、平成28年7月29日付けで、「その他の関係会社」より「親会社」、平成28年10月1日付けで「親会社」より「親会社の子会社」に異動となりました。なお、取引金額の中には、「その他の関係会社」及び「親会社」であった期間の取引金額が含まれております。
4. SMBC日興証券(株)の属性が、平成28年10月1日付けで、「その他の関係会社の子会社」より「親会社の子会社」に異動となりました。なお、取引金額の中には、「その他の関係会社の子会社」であった期間の取引金額が含まれております。

2. 親会社に関する注記
株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 兄弟会社等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	% —	投信の販売 委託 役員の兼任	委託販売 手数料	2,761,066	未払 手数料	429,436
親会社の子会社	SMBC日興証券(株)	東京都千代田区	10,000,000	証券業	% —	投信の販売 委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,685,815	未払 手数料	953,752

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記
株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1 株当たり純資産額	2,056,143.98円	2,260,873.18円
1 株当たり当期純利益金額	199,502.47円	280,923.11円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益（千円）	3,519,223	4,955,483
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	3,519,223	4,955,483

期中平均株式数（株）	17,640	17,640
------------	--------	--------

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する主要株主間での基本合意について

平成30年5月11日付で当社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、株式会社大和証券グループ本社、三井住友海上火災保険株式会社及び住友生命保険相互会社が、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結しました。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第34期中間会計期間 (平成30年9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		19,085,678
顧客分別金信託		20,010
前払費用		414,616
未収委託者報酬		7,225,367
未収運用受託報酬		1,541,190
未収投資助言報酬		306,565
未収収益		51,614
その他		53,465
流動資産合計		28,698,508
固定資産		
有形固定資産	※ 1	508,186
無形固定資産		437,397
投資その他の資産		
投資有価証券		9,519,317
関係会社株式		10,412,523
繰延税金資産		1,364,662
その他		1,500,406
投資その他の資産合計		22,796,910
固定資産合計		23,742,493
資産合計		52,441,002
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金		649
その他の預り金		116,730
未払金		3,491,463
未払費用		3,428,351

未払法人税等		1,080,277
前受収益		8,509
賞与引当金		1,233,571
その他	※ 2	228,340
流動負債合計		9,587,893
固定負債		
退職給付引当金		3,435,254
賞与引当金		41,631
その他		1,383
固定負債合計		3,478,268
負債合計		13,066,162
純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000,000
資本剰余金		
資本準備金		8,628,984
資本剰余金合計		8,628,984
利益剰余金		
利益準備金		284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金		60,000
別途積立金		1,476,959
繰越利益剰余金		26,222,740
利益剰余金合計		28,043,944
株主資本合計		38,672,928
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		701,911
評価・換算差額等合計		701,911
純資産合計		39,374,840
負債純資産合計		52,441,002

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第34期中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	20,003,107
運用受託報酬	3,216,910
投資助言報酬	696,543
その他の営業収益	117,677
営業収益計	24,034,239
営業費用	15,495,987
一般管理費	※ 1
	5,200,633

営業利益		3,337,618
営業外収益	※ 2	13,622
営業外費用	※ 3	10,296
経常利益		3,340,944
特別利益	※ 4	293,441
特別損失	※ 5	35,355
税引前中間純利益		3,599,031
法人税、住民税及び事業税		1,010,764
法人税等調整額		104,205
法人税等合計		1,114,969
中間純利益		2,484,061

(3)中間株主資本等変動計算書

第34期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,561,078	28,382,283	39,011,267
当中間期変動額									
剰余金の配当							△ 2,822,400	△ 2,822,400	△ 2,822,400
中間純利益							2,484,061	2,484,061	2,484,061
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△ 338,338	△ 338,338	△ 338,338
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	26,222,740	28,043,944	38,672,928

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	870,535	870,535	39,881,802
当中間期変動額			
剰余金の配当			△ 2,822,400
中間純利益			2,484,061
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△ 168,624	△ 168,624	△ 168,624
当中間期変動額合計	△ 168,624	△ 168,624	△ 506,962
当中間期末残高	701,911	701,911	39,374,840

注記事項

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～50年

器具備品 3～20年

(2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（表示方法の変更）

「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

（中間貸借対照表関係）

第34期中間会計期間 (平成30年9月30日)	
※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,162,157千円
※ 2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	
当座借越極度額の総額	10,000,000千円
借入実行残高	—
差引額	10,000,000千円
4. 当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年6月までの賃借料総額198,989千円の支払保証を行っております。	

（中間損益計算書関係）

第34期中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	
※ 1. 減価償却実施額	
有形固定資産	80,772千円
無形固定資産	84,457千円
※ 2. 営業外収益のうち主要なもの	
雑益	13,281千円
※ 3. 営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	10,293千円
※ 4. 特別利益のうち主要なもの	
投資有価証券償還益	289,451千円
投資有価証券売却益	3,990千円
※ 5. 特別損失のうち主要なもの	
合併関連費用	23,103千円
合併関連費用は、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する業務委託費用等であり、	
投資有価証券売却損	12,101千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第34期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1. 発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	17,640株	—	—	17,640株

2. 剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,822,400	160,000	平成30年 3月31日	平成30年 6月27日

(リース取引関係)

第34期中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)	
1. オペレーティング・リース取引 (借主側)	
未経過リース料（解約不能のもの）	
1年以内	595,231千円
1年超	3,853,814千円
合 計	4,449,045千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

第34期中間会計期間（平成30年9月30日）

平成30年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	19,085,678	19,085,678	—
(2)顧客分別金信託	20,010	20,010	—
(3)未収委託者報酬	7,225,367	7,225,367	—
(4)未収運用受託報酬	1,541,190	1,541,190	—
(5)未収投資助言報酬	306,565	306,565	—
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	9,519,019	9,519,019	—
(7)投資その他の資産			
①長期差入保証金	1,434,365	1,434,365	—
資産計	39,132,197	39,132,197	—

(1)顧客からの預り金	649	649	—
(2)未払金			
①未払手数料	3,310,988	3,310,988	—
負債計	3,311,637	3,311,637	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)投資有価証券

①その他有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(7)投資その他の資産

①長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1)顧客からの預り金、及び(2)未払金①未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	298
合計	298
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,412,523
合計	10,412,523

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)①その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

第34期中間会計期間（平成30年9月30日）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

2. その他有価証券

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	6,621,299	5,533,700	1,087,599
小計	6,621,299	5,533,700	1,087,599
(2)中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	2,897,719	2,973,628	△75,908
小計	2,897,719	2,973,628	△75,908
合計	9,519,019	8,507,328	1,011,691

(注) 非上場株式等（中間貸借対照表計上額 298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（資産除去債務等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第34期中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	20,003,107	3,216,910	696,543	117,677	24,034,239

（2）地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第34期中間会計期間 （自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）
--

1株当たり純資産額	2,232円13銭
1株当たり中間純利益	140円81銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 当社は、平成30年11月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益を算定しております。

1株当たり純資産額の算定上の基礎	
中間貸借対照表の純資産の部の合計額	39,374,840千円
普通株式に係る純資産額	39,374,840千円
普通株式の発行済株式数	17,640株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	17,640,000株
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	2,484,061千円
普通株式に係る中間純利益	2,484,061千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	17,640株
1株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数	17,640,000株

(追加情報)

当社と大和住銀投信投資顧問株式会社との間での合併契約の締結について

当社は、平成30年9月28日開催の当社取締役会において、当社と大和住銀投信投資顧問株式会社(以下「大和住銀」)との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結しました。また、平成30年10月31日に当社臨時株主総会において当該合併契約の承認を得ております。

1. 企業結合の概要

(1)被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	大和住銀投信投資顧問株式会社
事業の内容	投資運用業、投資助言・代理業等

(2)企業結合を行う主な理由

資産運用ビジネスはグローバルに成長拡大しており、お客さまから求められる運用力やサービスはますます高度化しております。本件合併は、このようなお客さまからのニーズに対応するために、両運用会社の持つ強み・ノウハウを結集した、フィデューシャリー・デューティーに基づく最高品質の運用パフォーマンスとサービスを提供する資産運用会社の実現を図るものであります。

(3)企業結合日

平成31年4月1日（予定）

(4)企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、大和住銀を消滅会社とする吸収合併方式であります。

(5)結合後企業の名称

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

(6)取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)の考え方に基づき、当社を取得企業としております。

2. 合併比率及びその算定方法並びに交付予定の株式数

(1) 合併比率

大和住銀の普通株式1株に対し、当社の普通株式4,2156株を割当て交付いたします。

(2) 合併比率の算定方法

当社はEYトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社を、大和住銀はPwCアドバイザー合同会社を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定し、各第三者算定機関による算定結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、合併比率について慎重に協議を重ねた結果、合併比率が妥当であるとの判断し、合意に至ったものであります。

(3) 交付予定の株式数

普通株式：16,230,060株

（重要な後発事象）

株式分割

当社は、平成30年9月28日開催の取締役会決議に基づき、平成30年11月1日付で株式分割を行っております。

1. 株式分割の目的

合併に伴い株主の議決権割合が変更となる見込みであり、円滑に変更手続きを行うために株式分割を行っております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成30年10月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式1株につき、1,000株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加した株式数

①株式分割前の発行済株式総数	17,640株
②今回の分割により増加した株式数	17,622,360株
③株式分割後の発行済株式数	17,640,000株
④株式分割後の発行可能株式総数	60,000,000株

(3) 株式分割の日程

①基準日公告日	平成30年10月12日
②基準日	平成30年10月31日
③効力発生日	平成30年11月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響については、当該箇所に記載しております。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業

者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

- ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

- （イ）三井住友アセットマネジメント株式会社は、関係当局の認可等を得ることを前提に、2019年4月1日に大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、商号を三井住友DSアセットマネジメント株式会社に変更する予定です。
- （ロ）2018年11月1日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。
- ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実該当ありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

イ 受託会社

- （イ）名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
- （ロ）資本金の額 324,279百万円（2018年9月末現在）
- （ハ）事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 10,000百万円（2018年9月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

ロ 販売会社

- （イ）名称 SMBC日興証券株式会社
- （ロ）資本金の額 10,000百万円（2018年9月末現在）
- （ハ）事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金

の支払事務等を行います。

3【資本関係】

該当ありません。

第3【その他】

1. 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案およびキャッチコピーを採用すること、ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマーク、委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該目論見書の使用開始日などを記載することがあります。
2. 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
3. 目論見書に当ファンドの信託約款を掲載すること、および投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
4. 目論見書は、電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。
5. 有価証券届出書の表紙記載情報を抜粋して、目論見書に記載することがあります。
6. 目論見書の冒頭または巻末に届出書記載内容に関連する用語集を掲載することがあります。
7. 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
8. 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書（交付目論見書）で説明することがあります。このため、有価証券届出書に他のファンドの情報を合わせて記載することがあります。
9. 当ファンドとスイッチング対象ファンドにかかる投資信託説明書（交付目論見書）を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月14日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 澤 陽 一 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 ヶ 谷 正 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成30年5月11日付で会社及び大和住銀投信投資顧問株式会社の主要株主が、会社と大和住銀投信投資顧問株式会社との合併に関する基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年12月4日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小 澤 陽 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

菅 野 雅 子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジあり）の平成29年10月27日から平成30年10月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジあり）の平成30年10月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年12月4日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

小 澤 陽 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

菅 野 雅 子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジなし）の平成29年10月27日から平成30年10月26日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興エドモン・ドゥ・ロスチャイルド・グローバルC Bファンド（為替ヘッジなし）の平成30年10月26日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年11月22日

三井住友アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 澤 陽 一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 野 雅 子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成30年4月1日から平成30年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社は、平成30年9月28日開催の会社の取締役会において、会社と大和住銀投信投資顧問株式会社との間で合併契約を締結することについて決議し、同日付で締結した。また、平成30年10月31日に会社の臨時株主総会において当該合併契約の承認を得ている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。